

地域環境権条例を制定した考え方

持続可能なまちづくりの手段としての「エネルギー自治」

「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の創設



大企業による地方へのメガソーラー進出

事業から上がる収益を、「住民自治」に活用できなか?

(大資本ばかりが、地域の資源を活用していくいいのか?)



再エネ資源の本質について考える

**再生可能エネルギーを生み出す資源は、
地域の人や土地と密接な関わりがあるもの**



再エネと住民自治を繋げる(分権型エネルギー自治)

**再生可能エネルギーから生ずる利益を
地域住民が主体となって、地域のために活用していく**



実効性のある事業を行うために

* 資金確保、リスク管理、収益の活用方法(地域活性化)など、
地域住民の皆さんの主体的な判断(共同決定)が必要

飯田市再生可能エネルギーの導入による 持続可能な地域づくりに関する条例（地域環境権条例）

目的 市域の豊富な再エネ資源と地域の「結い」を活用して低炭素で活力ある地域づくりを推進

- ⇒ 再エネによる電気の全量固定価格買取制度(FIT)を、市民が公益的に利活用できる制度を構築
- ⇒ 再エネ資源の活用と、「市民」「公共的団体」「行政」の関係性と役割を明確化

権利の賦与型
本格再エネ導入
条例として
全国初!!

地域環境権

再エネ資源は市民の総有財産。そこから生まれるエネルギーは、市民が優先的に活用でき、市民はその収益を財源に自らの手で地域づくりをしていく権利がある。

市内で活動する公共的団体が、再エネ事業を通じて行う地域づくり事業を「地域公共再生可能エネルギー事業」に位置付けて、飯田市が、事業の信用補完、基金無利子融資、助言等の支援

条例のポイント1 「地域環境権」を市民に賦与

太陽光、河川の水や空気などは、地域住民の皆さんのが毎日の暮らしの中で恩恵を受けている資源です。これらの資源は、そこに暮らす住民の皆さんのが優先的に活用すべきものであり、住民の皆さんの総有財産として、持続的に活用して地域づくりを進められるようにするべきです。そこで条例は、市民の皆さんに「地域環境権」を保障し、地域の合意に基づき、この権利行使してエネルギー事業を行う場合、市が様々な支援を実施することとしました。

条例のポイント2 公民協働のルール化

地域住民の皆さんのが事業を行う場合は「認可地縁団体」などの地域自治組織が対象となります。また、地域の皆さんのが主体的に企業等と協働して「地域環境権」を行使する場合も想定し、市は協働の相手方となる企業等を、その協働事業の範囲で「公共的団体」として認定した上で、両者が行う事業も支援することとしています。

いずれの場合も、地域環境権の行使は、他の住民による地域環境権や所有権の行使と調和を図る必要があり、地域的合意が必須となります。その上で、地域住民の持続可能な地域づくりに役立つような「公益的利益還元」を実施することが必要となります。

条例のポイント3 専門機関を通じた支援と公共品質の確保

市は、専門家で構成する第三者機関である「再生可能エネルギー導入支援審査会」を設置し、申請事業に対し、公益性や安定運営性について助言、提案をした上で、公共的・安定的な事業であることを認定し、申請事業内容を公表します。これを通じて、事業に対して客観的・公共的な信用付与を行い、市場からの資金調達の円滑化を図ります。

企業等との協働事業の場合には、企業等の環境価値の向上にも役立ちます。

条例のポイント4 認定事業に対する市の支援

審査会で審査した結果、公益性や安定運営性が十分であると判断された事業は「地域公共再生可能エネルギー活用事業」として決定し、条例に従い、以下の支援を行います。

(1) 継続性及び安定性のある実施計画の策定並びにその運営のために必要な助言

→ 事業運営の継続性や安定性を高めるため、専門家による助言を行います。

(2) 初期費用を調達しやすい環境を整えるための信用力の付与

→ 事業計画を公告することで、出資者や金融機関に対して情報公開を行います。また、市や専門家が、事業計画のお手伝いをすることで、公的な信用補完を図ります。

(3) 補助金の交付又は資金の無利子貸付け

→ 地域公共再生可能エネルギー活用事業を行うために必要となる調査設計費用について、必要に応じて、市の基金から最高1,000万円まで、無利子で貸し付けをします。

(4) 市有財産を用いて事業を行うとする場合の当該市有財産に係る利用権原の付与

→ 市有財産を活用して地域公共再生可能エネルギー活用事業を行う場合は、無償での使用を許可します。

(5) 事業が継続性及び安定性をもって運営されるために必要な指導、助言

→ 事業が的確に運営されるよう、事業期間中は継続的に専門家の助言を実施します。

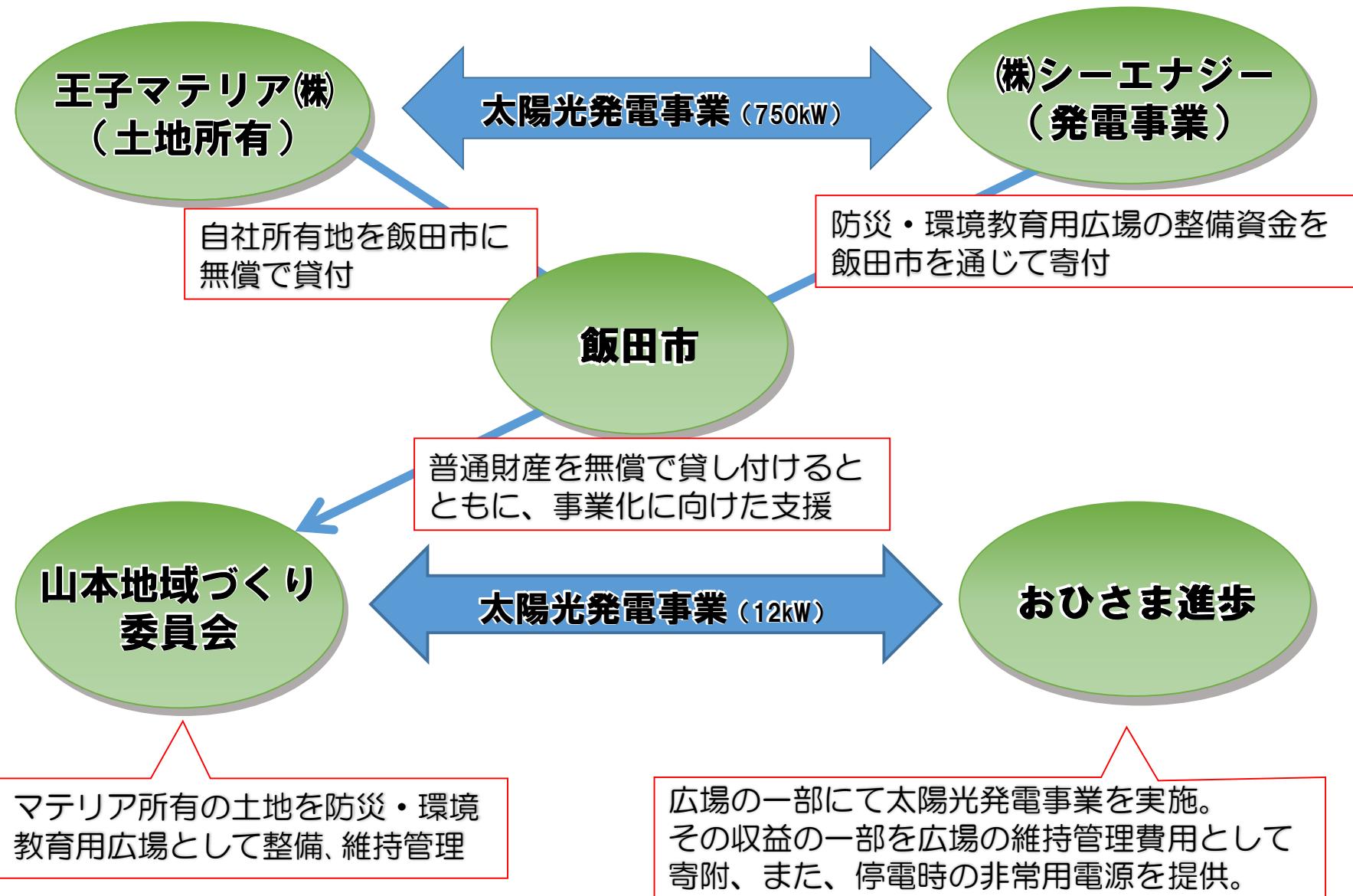
飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会

- 1 諸富 徹（京都大学大学院経済学研究科 教授）【審査会長】
- 2 竹ヶ原 啓介（日本政策投資銀行 産業調査部長）【審査会長代理】
- 3 中島 大（学識経験者）
- 4 水上 貴央（NPO法人再エネ事業を支援する法律実務の会 代表理事・弁護士）
- 5 長谷川 隆三（株式会社 フロントヤード 代表取締役）
- 6 上沼 俊彦（飯田信用金庫 常務理事）
- 7 吉江 宗雄（八十二銀行飯田支店 執行役員支店長）
- 8 原 亮弘（おひさま進歩エネルギー株式会社 代表取締役）
- 9 泉澤 昭平（中部電力株式会社 飯田営業所 配電運営課長）
- 10 田中 克己（飯田市金融政策課 課長）

地域環境権条例における多様な主体の役割分担



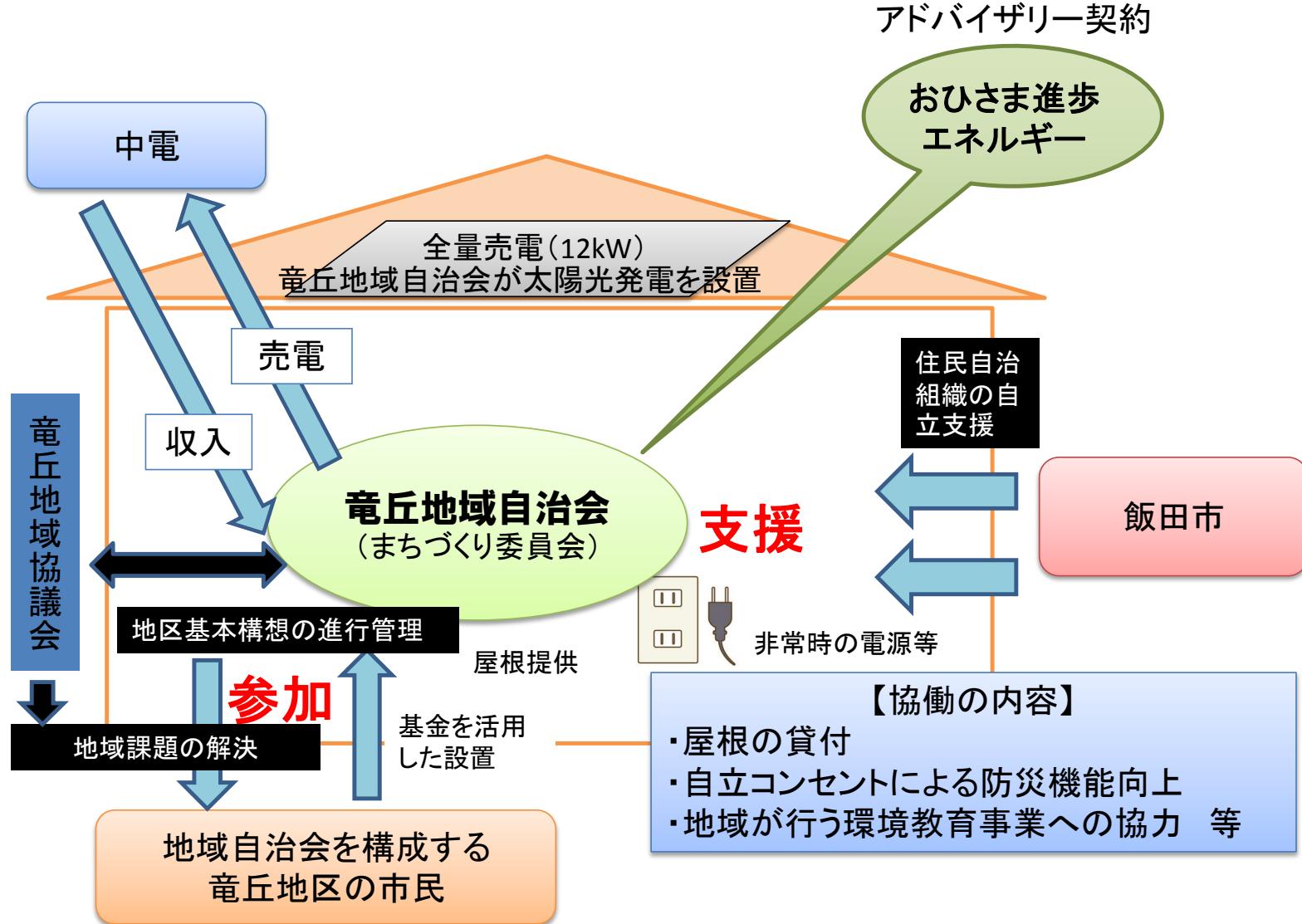
認定事業紹介 I 飯田山本おひさま広場整備事業



住民自らが公園整備に取り組む



認定事業紹介Ⅱ 丘づくり・市民共同発電プロジェクト2014



売電収益による地区基本構想の取り組み推進

竜丘地区基本構想に基づく、芝生化実証事業

- ・竜丘保育園の園庭の一部へ芝生を植栽して、園児たちの取り組む様子や効果等、維持管理面への負担等を検証する。
- ・自治会は、管理面や費用負担等について全面的に支援を行いながら、管理面やコスト面について状況を把握して今後の取り組み方針について、関係機関と協議して検討を進めていく。

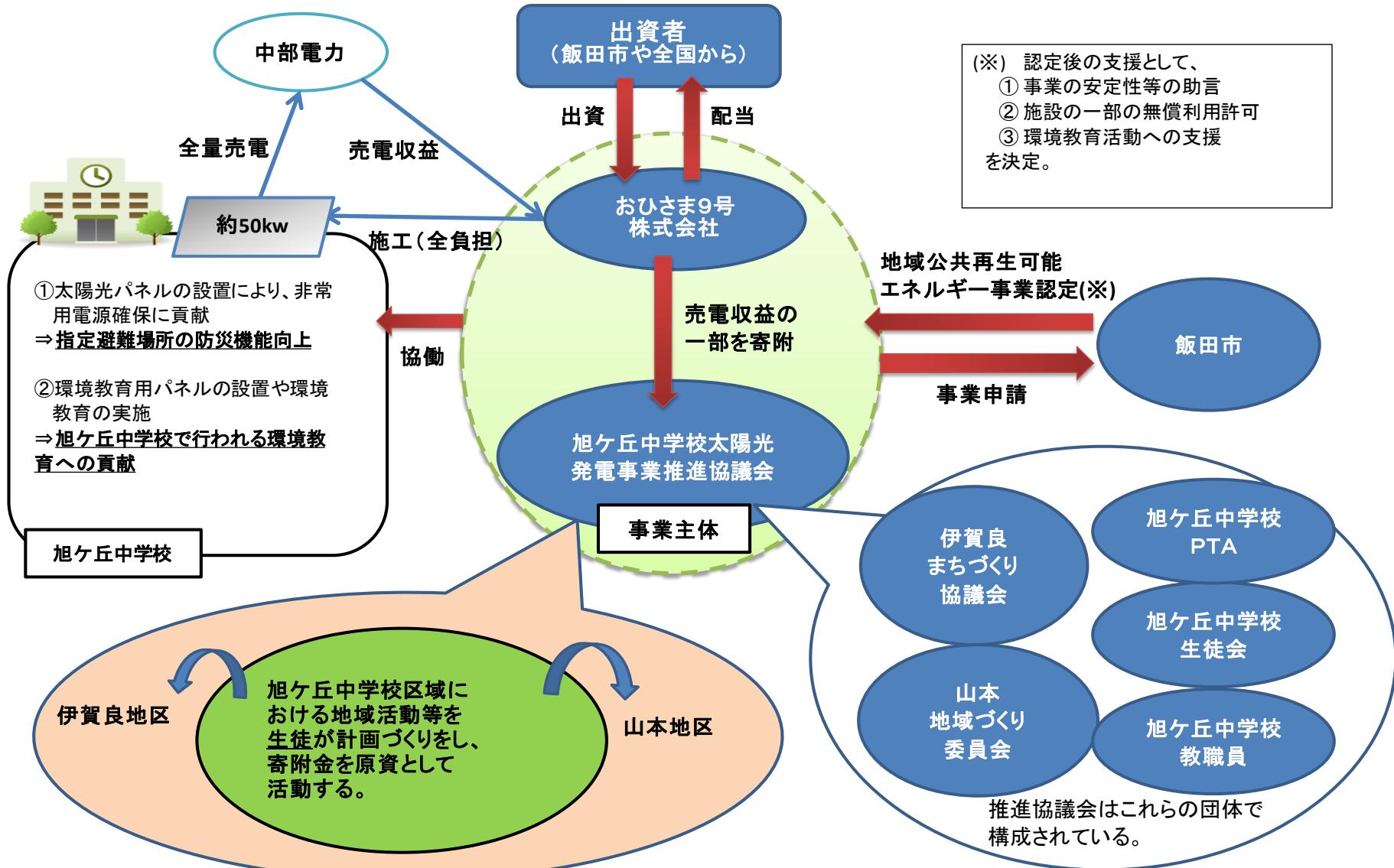


- ・長野原区民センターの広場の一部へ芝生を植栽して、維持管理面への負担、区民への波及効果等を検証する。
- ・自治会は、費用負担等について全面的に支援を行いながら、管理面やコスト面について状況を把握して今後の取り組み方針について、関係機関と協議して検討を進めていく。



認定事業紹介Ⅲ

飯田市立旭ヶ丘中学校太陽光発電設備設置事業



生徒会と協議会メンバーが協働して環境教育を推進

地域と連携して太陽光発電「かやの木発電所」を開設した
飯田市立旭ヶ丘中学校（東濃電鉄）で、「おひるね電源
エネルギー」の協力で環境教育が開かれた。生徒有志の人
は「学習用の模型太陽光発電システムを組み立てながら、
発電の仕組みについて学ぶ」。

同校は生徒会の発起で「太陽光発電」の授業を行った。この日は、
ひよ子役を務めた飯田市長（右写真）、1・3年の各
者と飯田市教育委員会を表す関係者たちが出席した。午後、
午後は、設置した太陽
や発電装置の原理に
光発電への理解を深め、持続可能な社会に
つくる行動的な活動に
つなげようと開催し
た。

「太陽光発電システム
で、つづり立て
くわくを実現作
れよう」と宣誓した
おひるね電源の協力
は、100Vの大発電
機を実現作

旭ヶ丘中 ミニ太陽光発電組み立て 自然エネルギーを学ぼう

おりまき連携のスタ
ンドによる校内の太陽
光発電システムの説明
が点検し、生徒たちは
各自で操作開拓
大喜び。インバータ
発電が止まらない。

パネル電池を接続し
逆流を防ぐ「チャージ
コントローラー」（電價
の変動などによる電池の
充電を制御する）を
拆して、「バッテリ
ケーブルが剥けた」
慣れると、今度は逆に
で張してた「電線」を
修理者（右）は「電線
機器をアシストす
る」。模型を組み立てる
の難易度が高かった
生徒会員で3年生の矢
薙亮太君（左）は「太
陽光発電についてわ
かりました。次回は
電気について学ぶ
入れるほか、今回作
り立てるとい

太陽光で扇風機を動かす生徒たち



中山間地域の住民主体の小水力発電事業への取組み

○小沢川（県管理一級河川）

- ◇年間を通じて0.3m³/S程度の取水による発電所を計画中。
- ◇堰堤取水の水路方式で、約170kwの発電が見込める。

小沢川（こざわがわ）



上村地区

人口 462人
世帯数 209戸
高齢化率 51.7%
(H27.3末現在)

過疎地の活性化モデルとなる可能性がある。
発電事業に地域住民が主体的に参画し、事業収益が地域に還元される事業スキームを創りだす。
市は、住民合意形成（共同研究）、関係機関との調整（水利権調整等）、リスクヘッジ（災害対策）、資金調達の仕組みづくりなどに積極的に関わっている。

ご清聴
ありがとうございました。